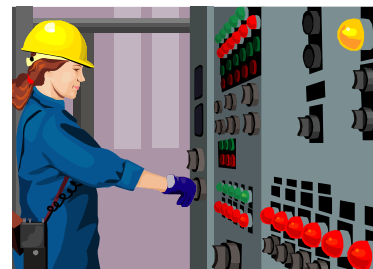


安全衛生推進者養成講習会のご案内

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場においては、一部の業種を除き「安全衛生推進者」を選任し、事業場における安全衛生に係る業務を担当させなければならないとされています。(注)【事業場とは、企業単位ではなく工場・支店・営業所等の事業場単位です】



本年度の講習会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、会場でも『3密』を避け、マスクの着用、換気の実施等の措置を講じて実施いたしますので、受講の際は、ご理解とご協力をお願いいたします。

(注)「安全衛生推進者」を選任すべき事業場は、＜資料 1 を参照＞

講習日時	第 1 日目 令和 4 年 1 月 2 7 日 (木) 8 時 40 分～17 時 00 分 第 2 日目 令和 4 年 1 月 2 8 日 (金) 8 時 40 分～12 時 00 分
講習会場	西淀川中小企業会館 (大阪市西淀川区御幣島 2-1-17) TEL 06-6471-0525 JR 東西線「御幣島」駅下車②番出口より南へ約 2 分
講習科目	【第 1 日目】 ① 安全管理、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 ② 安全衛生教育 ③ 関係法令 【第 2 日目】 ① 作業環境管理及び作業管理 ② 健康の保持増進
受講料	1 名 14,630 円 (テキスト代を含みます。)
留意事項	講習会を欠席されても払い込み受講料は返戻できません。 他の適任者と交替して受講されることをお勧めします。
定員	20 名
締め切り	令和 4 年 1 月 1 7 日 (月) (定員になり次第申込受付を締め切ります。)

申込方法	① 「受講申込書」を FAX (06-6582-2645) で送付してください。 ② 「受講申込書兼修了者台帳」の用紙をお渡ししますので、所要事項をご記入のうえ、受講者の顔写真 (3 c m x 2.4 c m、脱帽) を貼付し、受講料を添えて西工業会へ郵送もしくは持参して下さい。「受講票」をお送りします。 ② 受講料の納入は銀行振込でも結構です。 振込先 (阿波銀行／西大阪支店：普通預金 0251057 口座名：一般社団法人 西工業会) ※振込手数料は申込者のご負担でお願いします。 ※振込書の控を領収書にかえさせていただきます。
講習携行品	※受講票、筆記具は必ず持参して下さい。 テキストは開催日当日にお渡しします。 ※講習会場は駐車場がありませんので、電車・バス等をご利用下さい。
修了証	全科目を修了された方には「安全衛生推進者養成講習修了証」を交付いたします。
その他	◎安全衛生推進者の選任を要する事業場 (次の ① の規模で ② の業種の事業場で労働者数は、企業単位ではなく、工場、支店、営業所等の事業場単位です。) ① 常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場 ② 次の業種の事業場 ○製造業 (物の加工業を含む。) ○電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業 ○各種商品卸売業 ○家具・建具・じゅう器等卸売業 ○各種商品小売業 ○家具・建具・じゅう器小売業 ○各種商品小売業 ○燃料小売業 ○旅館業、ゴルフ場業 ○自動車整備業、機械修理業 (詳しくは、次項の「資料 1」をご参照下さい。)

事業場規模別・業種別安全衛生管理組織

業 種	（注1）		製造業（物の加工業を含む。） 電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業		その他の業種
	林業	鉱業	建設業	運送業	
規 模 （人）					
	（令2条1号の業種）		（令2条2号の業種）		（令2条3号の業種）
1000～					
300					
100					
50～99					
（注2） 10～49					
1～9					

(注1) 下線の業種及びその他の業種のうち農畜水産業、医療業については第2種衛生管理者免許を有する者を衛生管理者として選任することはできない(安衛則7条3号)。

(注2) 50人未満を規模の事業場においては、事業者は必要な知識を有する医師等に労働者の健康管理等を行わせるよう努めなければならない(安衛法13条の2)。

(注3)	工事の種類により、規模20人以上30人未満または20人以上50人未満の現場を有する 店社(安衛法15条の3)。	
------	--	--